

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	こども・子育て安心課
委 託 業 務 名	児童虐待防止プログラム（CAP）研修業務委託
委託業務場所	大津市内学校園
概 要	子どもたちが様々な暴力から自分の権利を守るための教育プログラム。 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校で教職員、保護者・子どもを対象に実施する。
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和7年 4月 1日
契 約 金 額	大人ワークショップ 1回 23,000円 子どもワークショップ ・就学前 1回 23,000円 ・小学生 1回 23,000円 ・中学生 1回 33,000円 ・スペシャルニーズプログラム 1回 33,000円
契約の相手方	〔所在地〕 東近江市八日市松尾町3-19 〔名 称〕 CAP滋賀
契約相手方の 選 定 理 由	児童虐待防止プログラム（CAP）を行っているのが特定非営利活動法人CAPセンター・JAPANだけであり、大津市内で研修を実施できるのはCAP滋賀のみであるため、当団体を選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。